

## 部活動に係る活動方針

### 1 基本方針

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するとともに、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた適切な活動を目指す。

運動部にあっては、スポーツを楽しむ喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質能力を育成することをおして、共に輝く生徒の育成を図る。

文化部にあっては、多様な表現や鑑賞活動をとおして、豊かな心や創造性を涵養し、生涯にわたって芸術文化活動に親しみ、バランスのとれた心身の成長をとおして、共に輝く生徒の育成を図る。

### 2 適切な活動のための体制

- (1) 校長は、部活動状況を把握し顧問の複数配置や外部人材の活用に努める。
- (2) 部活動顧問は、年間並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、部活動顧問が作成した活動計画等をホームページに掲載することにより公表する。

### 3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、健康観察や関係設備、用具の安全確認をとおして、事故や疾病の防止に努める。
- (2) 部活動顧問は、効果的な指導やスポーツ障害の防止のため、スポーツ科学・医学の研究成果を取得し、活用に努める。
- (3) 部活動顧問は、適切な指導や助言をとおして、生徒との信頼関係を構築するとともに、過度な負担とならない指導に留意する。

### 4 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日
  - ア 学期中  
週当たり2日以上 of 休養日を設ける。  
平日は、毎週水曜日の定時退校日を休養日とする。週休日は原則1日を休養日とするが、大会や行事等で活動した場合は他の日を休養日とする。
  - イ 長期休業中  
学期中に準じた活動とするが、平日の休養日は部活動単位で設定する。  
部活動以外の活動に参加することを配慮し、一定程度の連続した休養期間を設ける。
- (2) 活動時間  
平日は2時間程度、長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的・効果的な活動に努める。

### 5 学校で参加する大会等

- (1) 運動部  
学校体育団体の主催若しくは共催する大会を基本とする。
- (2) 文化部  
文化部が参加する大会等や、地域からの要請を受け地域行事等の全体像を把握し、教育上の意義や生徒・顧問の過度な負担とならないことを考慮して定める。